

香川県条例第5号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

（占用料及び使用料）

第9条 略

別表（第9条関係）

1 高松港港湾施設使用料

種 別	区 分	単 位	金 額	備 考
1 略				
2 係船料	係留施設（ <u>ビジターバース並びに玉藻地区マイナス10メートル岸壁及び中央埠頭（マイナス7.5メートル）岸壁の係留施設を除く。</u> ）	略		
	ビジターバースの係留施設	略		
	<u>玉藻地区マ</u>	<u>定期船1係</u>	<u>総トン数</u>	<u>3.11円</u>

改正前

（占用料及び使用料）

第9条 港湾施設を占用し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。

2 略

別表（第9条関係）

1 高松港港湾施設使用料

種 別	区 分	単 位	金 額	備 考
1 略				
2 係船料	係留施設（ <u>ビジターバースの係留施設を除く。</u> ）	略		
	ビジターバースの係留施設	略		

	イナス10メートル岸壁及び中央埠頭（マイナス7.5メートル）岸壁の係留施設	留ごとに	1 トンにつき	(2.84円)	
		不定期船1係留ごとに	総トン数 1 トンにつき	6.24円 (5.68円)	
		プレジャーボート（全長が24メートル以上のものに限る。）	1 隻につき1 日	船舶の長さ 1メートルにつき800円	給電設備及び船舶給水料の料金を含む。
3～6	略				
7 野積場使用料	略				
	コンテナ用電源		1 キロワット時につき	42.00円	
	夜間照明施設		1 キロワット時につき	42.00円	
8 上屋使用料	略				
	給電設備		1 キロワット時につき	42.00円	
9	略				
10 旅客施設使用料	略				
	給電設備		1 キロワット時につき	42.00円	
11 港湾環境整備施設使用料	略				
	レストハウス	店舗 その他	略		
	シーフロントプロムナード	1 日	1 平方メートルにつき	25円	
	給電設備		1 キロワット時につき	42.00円	

3～6	略				
7 野積場使用料	略				
	コンテナ用電源		1 キロワット時につき	22.00円	
	夜間照明施設		1 キロワット時につき	22.00円	
8 上屋使用料	略				
	給電設備		1 キロワット時につき	22.00円	
9	略				
10 旅客施設使用料	略				
	給電設備		1 キロワット時につき	22.00円	
11 港湾環境整備施設使用料	略				
	レストハウス	店舗 その他	略		
	給電設備		1 キロワット時につき	22.00円	

		ット時に つき		
	略			

備考

1～4 略

5 プレジャーボートとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。

6 小型船舶用泊地とは、プレジャーボート等（プレジャーボート及び業務用小型船舶（漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）及び漁船を停泊させるための水域施設として、知事が公示したものをいう。

7～9 略

2 その他の港湾の港湾施設使用料

種 別	区 分	単 位	金 額	備 考
1～5	略			
6 野 積場 使用 料	略			
	コンテナ用電源	1キロワ ット時に つき	42.00円	
	夜間照明施設	1キロワ ット時に つき	42.00円	
7・8	略			

備考

1～4 略

5 ビジターバースとして利用可能な係留施設とは、ビジターバース以外の係留施設で、一時的な係留を目的としてプレジャーボート（スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその

		ット時に つき		
	略			

備考

1～3 略

4 専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶（以下「外航船舶」という。）に係る使用料のうち、係船料、停泊料及び船舶給水料については、本表金額の欄中（）内の金額を適用する。

5 小型船舶用泊地とは、プレジャーボート等（プレジャーボート（スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。以下同じ。）及び業務用小型船舶（漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）及び漁船を停泊させるための水域施設として、知事が公示したものをいう。

6～8 略

2 その他の港湾の港湾施設使用料

種 別	区 分	単 位	金 額	備 考
1～5	略			
6 野 積場 使用 料	略			
	コンテナ用電源	1キロワ ット時に つき	22.00円	
	夜間照明施設	1キロワ ット時に つき	22.00円	
7・8	略			

備考

1～4 略

5 ビジターバースとして利用可能な係留施設とは、ビジターバース以外の係留施設で、一時的な係留を目的としてプレジャーボートを係留することが可能なものとして、知事が公示したものをいう。

<u>他の船舶をいう。)</u>を係留することが可能なものとして、知事が公示したものをいう。 6～9 略 3・4 略	6～9 略 3・4 略
---	---------------------------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可を受けた使用でその期間が同日以後にわたるものの同日以後における期間に係る使用料の額は、改正後の別表の規定により計算した額とする。